

令和3年8月から
食費・居住費等の

負担軽減となる方の要件などが変わります

【変更内容】

- 利用者負担の第3段階が2つに分かれます。(収入等の要件によってどちらの負担段階となるかが決まります。)
- 資産要件が利用者負担段階によって異なります。
- 施設サービスと短期入所サービス(ショートステイ)利用時の食費の負担額が変わります。

★変更前 (令和3年7月31日まで)

利用者負担段階	収入等の要件	資産要件	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室(※4)	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(※1)が市民税非課税である高齢福祉年金受給者		820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下 (利用者負担段階を問わず共通)	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円
第3段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円超		1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	650円



★変更後 (令和3年8月1日から)

利用者負担段階	収入等の要件	資産要件	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室(※4)	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(※1)が市民税非課税である高齢福祉年金受給者	預貯金等の合計が、 ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で1,650万円以下 ・夫婦で1,650万円以下 (※3)	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円超 120万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で550万円以下 ・夫婦で1,550万円以下 (※3)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が 120万円超	預貯金等の合計が、 ・単身で500万円以下 ・夫婦で1,500万円以下 (※3)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※1 別世帯の配偶者を含みます。

※2 「その他の合計所得金額とは」、地方税法上の合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得及び長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の額を用います。さらに令和3年8月から、平成30年度の税制改正が影響しないようにするため、給与所得は、給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除前の給与所得から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用います。

※3 40歳以上65歳未満の人は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

※4 下段の()内の金額は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と短期入所生活介護を利用した場合の金額。

- 市民税課税世帯であっても、高齢者夫婦などの世帯で、一方が施設に入所し、施設費用を残りの世帯年収が80万円以下になるなど在宅に残った人の生活が困窮するようときは、軽減の対象になる場合があります。
- 食費・居住費(滞在費)の負担を軽減することで、生活保護を必要としなくなる人は、軽減の対象となる場合があります。